

令和6年度 労働保険の年度更新手続きについて

労働保険の年度更新事務にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

事業主の皆様には、労働保険の年度更新手続きとして「労働保険料算定基礎賃金等の報告」又は「一括有期事業報告書」、「一括有期事業総括表」を作成していただくこととなりますが、これら書類の作成に当たっては、労働保険料の算定基礎となる賃金総額を正確に把握していただくことが大切です。

このリーフレットを必ずお読みいただき、ご不明な点がございましたらお気軽に労働保険事務組合にお問い合わせ下さい。

